

平成30年6月19日

申請者各位

名古屋商工会議所
企画調整部 貿易証明担当

【注意喚起】

中国向け原産地証明書へのUSCI（統一社会信用番号）の記載について

平素は、名古屋商工会議所の貿易証明をご利用頂きまして誠にありがとうございます。
さて、6月から中国税関の運用ルール（中国版24時間ルール）の一部変更に伴い、
原産地証明書上の2欄〔2.Consignee(Name, address, country)〕に、「USCI (Unified
Social Credit Identifier) : 統一社会信用番号」を記載して申請されるケースがございます。

原産地証明書の2欄には、「荷受人の会社名、住所、国名」以外の情報を記載することはできませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

なお、原産地証明書上にUSCIの記載が必要な場合は、6欄〔6.Remarks〕に記載することは可能です。

以上